

基本構想を推進するための市役所の取組み方針 5『市役所』がいきいき

まちづくりの
基本方向

1 市民とのパートナーシップの推進

多様化する市民ニーズに対応するとともに、市民自らが誇りと愛着の持てるまちづくりを推進するため、市民と行政の両者がそれぞれの果たす役割と責任を自覚し、パートナーとして協力しながら取り組んでいけるよう、意識の醸成や仕組みづくりなど環境の整備に努めます。

①まちづくりの基本方向の総括

総括（施策等の成果/今後の方向性）	
<p>多様化する市民のニーズに対応したまちづくりを推進するため、市民と行政とのパートナーシップを推進し、意識の醸成や仕組みづくりなどに取り組んだ。</p> <p>市民参画の推進については、パブリックコメントの制度化、審議会等の委員の公募制の導入、公共事業評価による市民意見の反映、会議やその結果の公開等、政策形成過程における市民参画の施策を進めてきた。</p> <p>市民と行政との協働の推進については、米子市自治連合会と協力して単位自治会との連携をさらに深めることにより、本市の各種事業における協働体制の強化を図った。また、平成24年6月に米子市民自治基本条例を施行し、条例の趣旨である「市民主体のまちづくり」を実践するため地域づくりモデル事業に2地区で取り組み、当該2地区においては、住民自ら課題を抽出して、課題解決に向け取り組んでいく体制の充実が図られたことから、今までにない成果があった。</p> <p>今後も引き続き、積極的な情報公開や説明責任を果たすことにより、市政に関心を持ってもらうよう努めながら、市民参画を推進していく。また、近年、少子高齢化、市民ニーズの多様化等により、自治会加入率の低下に歯止めがかからない状況にあり、米子市自治連合会とさらに連携を深め、地域コミュニティづくりの主体である自治会の基盤強化を図るとともに、一定の成果が見られた地域づくりモデル事業2地区の取組を、他の地域に広げていく必要がある。また、自治会をはじめとする地域組織はもとより、NPO、ボランティア等の自主的な市民活動との協働や支援を行うことにより、お互いの役割分担と責任を明確にしなが市民と行政が協働するまちづくりを推進していく。</p>	

②基本計画の取組状況と今後の方向性

基本計画	
1 市民参画の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆市民参画の推進… パブリックコメントの制度化、審議会等の委員の公募制の導入、会議や結果の公開、公共事業評価における市民意見の反映など政策形成の過程における市民参画の取組を進めてきた。</p> <p>【今後の方向性】 市政に関心を持ってもらうためには、市民への積極的な情報公開や説明責任を果たすことが必要であり、今後も必要な情報を適切な時期に提供することに努め、市民参画の推進を図っていく。</p>
2 市民と行政との協働の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆自治組織との連携のあり方の検討 ◆公益的活動での自治組織、NPO、ボランティア団体等との協働の検討及び実践… 米子市自治連合会と協力して単位自治会との連携強化を図り、米子市の各種事業における協働体制については強固なものになっていると考える。</p> <p>平成24年6月に米子市民自治基本条例を施行し、それを実践するため地域づくりモデル事業に2地区で取り組み、当該2地区において住民自ら課題を抽出して、問題解決に向け取り組んでいく姿勢ができあがったことから、今までにない成果があったものと考えられる。</p> <p>【今後の方向性】 自治会内の少子高齢化、市民ニーズの多様化等により自治会加入率の低下に歯止めがかからない状況にあるため、米子市自治連合会とさらに連携を深めていく必要がある。社会情勢の変化や市民ニーズの多様化により、今後の市政運営にはますます市民活動が担う部分が大きくなると考えられる。米子市民自治基本条例の趣旨である「市民主体のまちづくり」を実践するための地域づくりモデル事業に2地区で取り組み、一定の成果があったものと考えられるが、他地区に広がりを見せていないことから、今後も一層取り組む必要がある。また、NPO、ボランティア団体とも引き続き協働の実践を図る必要がある。</p>

③主な事業の実施状況

実施状況	主な事業等
施策の実施により期待どおり(または期待以上)の成果があったもの	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会、委員会などでの市民意見の収集方法の検討 ○行政評価に市民意見を反映する仕組みの検討 ○市民と行政との情報共有化の充実 ○本市の自治によるまちづくりの主体である自治組織との連携のあり方の検討 ○さまざまなパートナーとの公益活動における協働の検討及び実践
施策を辞したが、十分な成果があらなかったもの	
施策を実施できなかった、あるいは中止(休止)したもの	
計画期間内に新たに取組むことになった施策・事業等	

基本構想を推進するための市役所の取組み方針 5『市役所』がいきいき

まちづくりの
基本方向

2 透明で開かれた市政の推進

情報公開の充実と多様な広報手段を活用することによって、行政情報を市民によりわかりやすく伝えるとともに、さまざまな広聴活動を通じ、市民の意見等を聞くことによって市民と行政との相互理解を深め、透明で開かれた市政の推進に努めます。

①まちづくりの基本方向の総括

総括(施策等の成果/今後の方向性)	
<p>行政情報を市民によりわかりやすく伝えるとともに、さまざまな活動を通じて市民の意見を聴くことにより、市民と行政との相互理解を深めることに努めた。</p> <p>情報公開制度の推進として、情報公開コーナーの行政資料について、検索用の資料目録を作成し、利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>また、公文書公開請求については、市政に関する市民の知る権利を保障し、市の説明責任を果たすという姿勢で、情報公開に努めた。</p> <p>公文書管理については、新規職員に対する研修をはじめ、庁内LANの掲示文書により、職員の意識啓発に努めたほか、平成28年度から新たな文書管理システムを導入していることから、より効率的な公文書の管理を目指す。</p> <p>広報の充実については、広報よなご、ホームページ、ふれあい説明会、市政懇談会、報道機関への情報提供等を通じて、積極的に市政情報を市民に広報した。また、「米子市くらしのガイド2014」を発行し、くらしに役立つ情報誌として全世帯に提供した。平成27年1月に米子市ホームページに「よなごキッズページ」を開設し、子どもたちに米子市の歴史や魅力などを紹介し、米子市への興味と愛着を持つきっかけづくりとした。今後は、新たな広報媒体の取組など、SNSなどのソーシャルメディアの積極的な活用について、引き続き検討を行うこととしている。</p> <p>広聴活動においては、庁舎内、施設、公民館等に提案箱の設置およびホームページなどにおける市政提案を募集し制度の周知を図った。また、市民からいただいた様々な提案や苦情などに対して、担当課への情報提供を適切に行い、市民の声を市政に活かしたり、疑問の解消などに努めた。</p> <p>今後も広く市民の意見を聞くことができるよう市民に周知を行い、提案・回答をホームページや市報に掲載し、市民に情報提供してしていく。</p>	

②基本計画の取組状況と今後の方向性

基本計画	
1 情報公開制度の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆情報提供施策の充実… 各課および国・県から送付された行政資料を情報公開コーナーで閲覧に供するとともに、情報公開コーナーに置かれた行政資料について検索用の資料目録を作成するなどして、利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>◆公文書公開制度の適正な実施… 公文書公開請求に対しては、市政に関する市民の知る権利の保障、市の説明責任を果たすという姿勢を堅持し、適正な公開の実施に努めた。また、公開決定に対する不服申立てについては、全て情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、適正な答申を得た。</p> <p>◆公文書の適正な管理等… 公文書の管理等については、新規採用職員に対する研修や全庁LAN掲示板の掲示文書を用いて職員の意識啓発に努めた。また、文書のライフサイクルを意識し、適正な公文書の廃棄・引継ぎを計画的に行った。</p> <p>【今後の方向性】 情報公開コーナーの資料については、一層の積極的な収集に努める。公文書の公開については、平成28年4月の行政不服審査法の改正に合わせ事務手続きの見直しが必要となるが、これまで通りの適正な公開の実施を図る。また、公文書の管理等については、平成28年度から新たな文書管理システムを導入し、当該システムを利用した、より効果的な公文書の管理を目指す。</p>
2 広報の充実と市政提案制度の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆広報活動の充実… 広報よなごを毎月発行し、市内各世帯に配布するほか、公民館、公共施設、コンビニ等へ設置し、市政情報を広く広報した。ホームページを通じて市の事業、施策、会議・審議会の状況など市政情報を積極的に情報提供したほか、平成27年1月には子ども向けのホームページである「よなごキッズページ」を開設し、子どもたちの調べ学習に役立つ市の歴史や魅力等を紹介するなど、本市に興味と愛着を持てる内容とした。また、SNS(市の公式ツイッター、フェイスブック)を活用し、市政情報等を提供した。</p> <p>ふれあい説明会の開催は計画期間内(平成23年度～27年度)で計189回開催し、延べ5,536人の参加者があった。</p> <p>平成23年度には「市長と語ろう!いきいき米子のまちづくり」と題して「市政懇談会」を29か所で開催し、市民との意見交換を行った。また、平成23年度から新たに「DARAZ FM」へ、広報よなごの掲載記事の中から情報を提供し、毎週火～金曜に「くらしのインフォメーション」として放送している。さらに、平成26年12月から英語、中国語、韓国語による「外国語インフォメーション」の放送を始めた。</p> <p>「米子市くらしのガイド」を平成26年3月に発行し、市内全世帯にポスティング配布するとともに、転入者へも市役所窓口で配布し、くらしに役立つ情報誌としての利用を促した。</p> <p>◆広聴活動の充実… 庁内、施設、公民館等での提案箱の設置、ホームページ等において広く市政提案を募るなど、制度の周知を図った。市民からの幅広い提案や苦情等に適切に対応し、市民の声を市政に活かしたほか市民の疑問解消等にも努めた。また、主な提案とその回答をホームページや市報に掲載することで市民生活に活用してもらうことができた。</p>

基本計画	
2 広報の充実と市政提案制度の推進	<p>【今後の方向性】</p> <p>広報紙、ホームページの市民生活に関わる情報については今後も情報の掲載方法を工夫し、見やすい掲載を研究する必要がある。</p> <p>また、市民に対し市政情報を提供する機会を増やすため、ケーブルテレビ、コミュニティFMを活用したが、新たな広報媒体の検討が進まなかったため、引き続き検討を行う必要がある。</p> <p>スマートフォンの普及により、インターネットを利用した広報の必要性はますます高まっていることから、スマートフォン利用者を意識した広報を行っていく。ソーシャルメディアを活用した広報を進めるとともに、広報メディアの連携を図り、ホームページの内容充実と閲覧数の増加を目指す。</p>

③主な事業の実施状況

実施状況	主な事業等
施策の実施により期待どおり(または期待以上)の成果があったもの	<ul style="list-style-type: none"> ○情報公開コーナーの資料整備 ○関係法令の規定に基づいた適正な公開の実施 ○情報公開・個人情報保護審査会の適正な運営 ○事務及び事業に対する説明責任を果たすための公文書作成の徹底 ○公文書の適正な管理、適切な保存・利用等 ○広報紙、ホームページ、説明会などの充実 ○市政提案制度の周知
施策を実施したが、十分な成果があらなかったもの	○新たな広報媒体、広報手段の検討(ケーブルテレビ、コミュニティFM(注)など)
施策を実施できなかった、あるいは中止(休止)したもの	
計画期間内に新たに取り組むことになった施策・事業等	
(注)…市町村の一部の地域における超短波(FM)放送局のこと。	

3 主体的かつ効率的な行財政の運営

経済の長期低迷、地方財政の縮小など厳しい社会経済情勢が続く中、将来に向けて持続可能な行財政基盤を確立し、安定的かつ的確な市民サービスを提供していくため、行財政改革や職員の意識改革を推進し、限られた財源や資源を最大限活用することによって、より効率的で創造的な行政運営に努めます。

①まちづくりの基本方向の総括

総括(施策等の成果/今後の方向性)	
<p>将来に向けて持続可能な行財政基盤を確立し、安定的かつ的確な市民サービスを提供していくための行財政改革に取り組んだ。</p> <p>この間の取組としては、行政運営の改革として、事務事業の民間委託を計画的に進め、保育園の民営化を一部実施した。また、公共施設の適正配置を図るため、平成28年3月に米子市公共施設等総合管理計画を策定した。</p> <p>財政運営の改革としては、流通業務団地整備事業特別会計を廃止し、連結実質赤字を解消したほか、投資的事業の精査や計画的な新発債の発行により、市債残高の低減を図った。また、税料等の滞納整理対策を推進し、徴収率の改善を図った。有料広告の掲載、動画広告の導入等により、自主財源の確保を図るとともに、電力入札の実施により、管理コストの通減を図った。</p> <p>組織改革・人材育成として、人事評価制度の導入、職員研修、職場環境づくりを充実・向上させることで、職員の人材育成を図ったほか、定員適正化計画の実施により、106名の人員削減を行った。</p> <p>今後は、引き続き、米子市公共施設等総合管理計画による公共施設の適正配置を図っていく。財政状況については、一定の改善が図られたものの、今後、人口減少・少子高齢化の進展により、社会保障費や公共施設の老朽化対策経費の増加が見込まれることから、厳しい財政運営を強いられることが予想されるが、持続可能な財政基盤の確立のためにも、将来を見据えた行財政運営を進めていく必要がある。また、多様な行政ニーズに的確に対応するためにも、人材育成基本方針に則り、職員の能力向上など、人材育成を強力に進めていく必要がある。</p>	

②基本計画の取組状況と今後の方向性

基本計画	
1 行財政改革の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆行政運営の改革… 事務事業の民間委託を計画的に推進するとともに、保育園の民営化を一部実施した。長期的な視点に立って公共施設等の管理を計画的に行うため、米子市公共施設等総合管理計画を策定した。</p> <p>◆財政運営の改革… 土地開発公社の解散および流通業務団地整備事業特別会計の廃止に伴って第三セクター等改革推進債を借入れたため、平成25年度に一時的に市債未償還残高が増加したが、投資的事業の精査や計画的な新発債の発行に努めたことにより、約92億円の市債未償還残高の低減を図ることができた。また、投資的事業の精査、計画的な新発債の発行に努めたことにより、健全化判断比率の各指標についても良化させることができた。一方、税料等の滞納整理対策の推進により、市税を中心とした徴収率の改善を図り、市有財産への有料広告の掲載や庁舎内動画広告の導入による税料外収入の確保、本庁および学校施設の電力入札の実施による管理コストの通減にも取り組み、一定の成果をあげた。引き続き、中長期的な視点に立った財政運営を行い、持続可能な財政基盤の確立に努めていく必要がある。</p> <p>◆市民との協働によるまちづくりの推進… 米子市民自治基本条例を制定し、それに基づく新たなまちづくりのモデル事業に着手した。</p> <p>【今後の方向性】 持続可能な行政運営を図るためには、将来を見据えた経営基盤の強化が課題であり、引き続き行財政改革の推進を図る必要がある。また、人口減少・少子高齢化の進展により税収が減少していくなかで、社会保障費や公共施設の老朽化対策経費の増加が見込まれ、一段と厳しい財政運営となっていくことが見込まれる。財政指標は良化しているが、他の類似団体と比較すれば十分な水準ではないため、引き続き、財政指標の良化を図りながら必要な財政需要を賄えるよう、持続可能な財政基盤の確立に努めていく。</p>
2 人材育成と適正な人事管理	<p>【取組状況】</p> <p>◆職員の意欲と能力を引き出す人事管理の推進… 人事評価制度の評価対象者を管理職限定から全職員に広げ、人事評価制度の充実を図った。また、全職員を対象にした研修を実施し、人事評価制度の意義等について周知と理解の徹底を図った。 女性職員の積極的登用については、多様なポストへの配置等を通して管理監督者としての人材育成を図り、平成27年度の管理職員に占める女性職員の割合は25.2%となった。一方、自己申告制度については運用上必要な要綱・様式等を作成し導入準備を進めていたが、人事評価制度を導入したことに伴い仕組みの再構築が必要になったことから、現在引き続き検討中である。</p> <p>◆職員の個性に応じて意欲を高める職員研修の充実… 職員研修については、個々の職員が自ら意欲・能力を高めて、新しい課題に積極的に取り組んでいこう、専門研修機関での研修や先進地視察、選択式の研修受講の機会を増やした。 また、管理監督者については、部下育成や財政問題、コンプライアンス研修等を実施し、部下に対する指導力や行政系を執り行う経営管理能力の向上を図った。</p> <p>◆職員の自己啓発の意欲を醸成する職場の環境づくり… 職員の自己啓発の意欲と働きやすい職場環境づくりのための職場内ミーティングを推進した。また、職場環境アンケートと同時にストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。</p> <p>◆スリムで柔軟な組織体制の確立… 定員適正化計画に基づき職員数を削減した結果、141名の削減目標に対して削減数は106名であった。</p> <p>◆人事行政の公正性、透明性の確保… 人事行政の運営状況を広報よなごおよびホームページへ掲載し、人事行政の公正性、透明性の確保に努めた。</p>

③主な事業の実施状況

実施状況	主な事業等
施策の実施により期待どおり(または期待以上)の成果があったもの	<ul style="list-style-type: none"> ○行政評価システムの再構築と評価の活用 ○事務事業の整理合理化 ○行政と民間の役割分担の明確化 ○既存施設の見直し ○便利で快適なサービスの提供 ○地域活力向上に向けた仕組みづくり ○中長期的な視点に立った財政運営 ○人件費の適正化、負担金・補助金の見直し ○借地料の見直し ○滞納整理の推進 ○自主財源の確保、受益者負担の見直し ○特別会計等の経営健全化 ○組織機構の再編・整備 ○定員管理の適正化 ○職員の意識改革と人材育成、職員の資質向上に資する人事制度 ○市民参画と協働の推進、公正で透明性の高い行政運営の推進 ○人事評価制度の充実 ○女性職員の積極的登用 ○分権時代に対応した、自ら企画し、立案できる職員の育成を図る研修の実施 ○職員の主体的な能力開発を促進するための選択型研修の充実 ○管理監督者に対する研修内容の一層の充実 ○職場活性化運動の推進 ○健康管理体制の推進 ○定員適正化計画の実施 ○人事行政の運営等の状況の公表
施策を実施したが、十分な成果があらなかったもの	○自己申告制度の導入
施策を実施できなかった、あるいは中止(休止)したもの	
計画期間内に新たに取り組むことになった施策・事業等	

(達成度) A=目標値を達成した B=おおむね目標値を達成した(達成率80%以上)
C=進捗状況が停滞し未達成であった D=基準値を下回った

④数値目標の進捗状況と総括

指標名	基準値 (21or22年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 実績値	H27年度 実績値	目標値 (27年度)	達成度
市債未償還残高の低減 (臨時財政対策債等特別債を除く普通会計)	501.6 億円	447億円	419億円	443億円	427億円	410億円	400億円 以下	B
財政健全化判断比率の健全性の維持 (①実質赤字比率)	0%未満	0%未満	0%未満	0%未満	0%未満	0%未満	0%未満	A
財政健全化判断比率の健全性の維持 (②連結実質赤字比率)	3.53%	2.37%	1.69%	0%未満	0%未満	0%未満	0%未満	A
財政健全化判断比率の健全性の維持 (③実質公債費比率)	21.1%	20.8%	19.8%	18.6%	16.8%	15.2%	20.0% 未満	A
財政健全化判断比率の健全性の維持 (④将来負担比率)	200.1%	179.0%	161.7%	162.2%	153.5%	134.1%	170% 未満	A
市税の徴収率(現年分)	98.2%	98.5%	98.6%	98.9%	98.9%	98.9%	98.5%	A
人口1万人当たりの職員数	64人	63人	62人	62人	62人	62人	60人	C

数値目標の総括

●「市税の徴収率(現年分)」

市税等滞納整理対策本部による徴収率の目標管理を徹底することにより、滞納対策に取り組み、着実に徴収率の改善を図った。この間の取組により、本市の徴収体制においては、現年分の徴収に集中し極力滞納を発生させない効率の良い徴収サイクルが確立しつつある。

税負担の公平性を確保する観点から、平成28年4月から導入した新たな納付サービス(コンビニ納付、クレジット納付)の利用状況等にも注視しながら、引き続き滞納対策の取組を推進する。

●「市債未償還残高の低減(臨時財政対策債等特別債を除く普通会計)」

平成25年度に土地開発公社の解散および流通業務団地整備事業特別会計の廃止に伴って第三セクター等改革推進債の借入を行った影響により、目標値の達成はできなかったが、引き続き投資的事業を抑制し、市債未償還残高の低減を図る必要がある。

数値目標の総括

●「財政健全化判断比率の健全性の維持」

連結実質赤字比率発生の主たる要因であった流通業務団地整備事業特別会計を平成25年度に廃止したことにより連結実質赤字を解消することができた。また、投資的事業の精査により、新発債の計画的な発行に努めた結果、実質公債費比率、将来負担比率の目標値を達成することができた。実質赤字比率については、予算編成におけるシーリング方式の採用や選択と集中の徹底に努めた結果、実質赤字は生じていない。引き続き、健全化判断比率の改善に努めていく必要がある。

●「人口1万人当たりの職員数」

平成27年度中の人口1万人当たりの職員数は62人(62.24人)であり、目標(60人)は未達成であった。未達成となった要因としては、権限移譲や国の制度改革等に伴い、新たな事務事業や行政課題が発生してきたことや財源確保のための税・料等に係る徴収体制の強化を図ったことなどが考えられる。今後は、第3次米子市職員定員管理計画に基づき、職員数を適正に管理していく。

基本構想を推進するための市役所の取組み方針 5『市役所』がいきいき

まちづくりの
基本方向

4 高度情報化の推進

情報通信技術(ICT)の進展に対応した行政サービスの提供や事務の効率化・迅速化を図るため、個人情報の保護と情報セキュリティを確保しながら、行政各分野における情報システムの整備、インターネットの機能の活用など、高度情報化の推進に努めます。

①まちづくりの基本方向の総括

総括(施策等の成果/今後の方向性)
<p>情報通信技術の進展に対応した行政サービスの提供や事務の効率化・迅速化を図った。</p> <p>電子申告システムとしては、平成20年度から住民税・法人市民税等電子申告(eL-Tax)を導入し、順次機能を拡張することで電子申告システムを拡充してきた。また、平成18年度に導入した庁内地理情報システムは、順次利用事務を広げ、平成27年度では27業務に利用しており、事務の効率化や高度化に寄与している。従来は主に内部事務のICT活用を中心に推進してきたが、今後はマイナンバー制度の導入を機に、市民の電子市役所への期待が高まることが予想されるため、ICTを活用した市民サービスの向上への取組をさらに進める必要がある。併せて、近年不正アクセスなど情報セキュリティの脅威が高まっていることから、情報セキュリティの強化も積極的に取り組んでいく。</p> <p>ホームページの充実としては、平成23年3月31日からCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)を導入し、ホームページのサイトの構成およびデザインを変更するとともに、各課で原稿作成から掲載までを行うため、事務の効率化が図られた。また、「米子市ホームページ アクセシビリティ指針」に基づき、誰でも情報が得られるようサイトづくりに努めた。今後は、スマートフォンでの閲覧に配慮したホームページ作成やソーシャルメディアを活用した情報発信を検討する必要がある。</p>

②基本計画の取組状況と今後の方向性

基本計画	
1 電子市役所のシステム整備	<p>【取組状況】</p> <p>◆電子申告システムの拡充… 平成20年度から住民税・法人市民税等電子申告(eL-Tax)を導入し、順次機能を拡張することで、電子申告システムを強化してきた。</p> <p>◆庁内情報システムの有効活用… 庶務系システムの拡充としては、財務会計システムを平成27年度に更新し機能拡張を図るとともに、平成28年度運用開始を目指して、文書管理システムを導入した。また、平成18年度に導入した庁内地理情報システムは、順次利用事務を広げ、平成27年度末で27業務になっており、事務の効率化や高度化に寄与している。</p> <p>◆ホームページの充実… CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)を平成23年3月31日から導入するとともに、サイトの構成およびデザインを変更した。それにより、平成23年度以降、秘書広報課で行っていた原稿作成からアップまでの作業の原稿作成部分を各担当課が行うことにより、ホームページ掲載までの時間が短縮されるとともに、内容の充実が図られ、市民等がより利用しやすくなった。また、「米子市ホームページ アクセシビリティ指針」に基づき、アクセシビリティ(年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること)に配慮したサイトづくりに努めた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>従来は主に内部事務へのICT活用を中心に推進してきたが、マイナンバー制度の導入を機に、市民の電子市役所への期待が大いに高まることが予想されることから、「ICTを活用した市民サービスの向上」への取組をさらに進める必要がある。コンビニ証明交付など、ICTを活用したサービスを順次導入して市民サービスの向上を図ることとしている。内部情報システムについては、マイナンバー制度導入を機に導入した基幹業務システムを中心として、引き続き事務の効率化や経費削減に努めていく。また、近年不正アクセスなどの情報セキュリティの脅威が高まり、年々高度化していることから、情報セキュリティの強化が重要な課題となっている。情報セキュリティ強化についても重点的に取り組んでいくこととしている。</p> <p>一方、スマートフォンの普及によりインターネット利用による広報の必要性が高まっており、スマートフォンでの閲覧に、より配慮したホームページ作成やソーシャルメディアを活用した情報発信、ホームページへ誘導するような仕組みを検討する必要がある。</p>

③主な事業の実施状況

実施状況	主な事業等
施策の実施により期待どおり(または期待以上)の成果があったもの	<ul style="list-style-type: none"> ○住民税、法人市民税等電子申告への対応強化 ○庶務系システムの拡充 ○庁内地理情報システムの有効活用 ○ホームページの内容充実、情報提供の迅速化及び情報収集手段としての活用
施策を実施したが、十分な成果があらなかったもの	
施策を実施できなかった、あるいは中止(休止)したもの	
計画期間内に新たに取組むことになった施策・事業等	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹業務システムの再構築 マイナンバー制度のスムーズな導入のため基幹業務システムを汎用機からサーバのパッケージに移行し、コスト削減と市民サービスの向上を図る。

基本構想を推進するための市役所の取組み方針 5『市役所』がいきいき

まちづくりの
基本方向

5 広域連携の推進

鳥取県西部圏域の中核都市として、また、島根県東部を含む中海圏域の中心的な役割を担う都市として、それぞれの圏域における社会資本や地域資源などを活かした連携や協力によって、圏域全体のさらなる発展に努めます。

①まちづくりの基本方向の総括

総括(施策等の成果/今後の方向性)	
<p>鳥取県西部圏域の中核都市として、また、島根県東部を含む中海圏域の中心的な役割を担う都市として、それぞれの地域資源を活かした連携や協力により圏域全体の発展に努めた。</p> <p>鳥取県西部圏域における自治体連携については、まず、一部事務組合である鳥取県西部広域行政管理組合では、消防・不燃物中間処理・し尿処理・火葬場の運営・介護や障害認定など共同で事務を行っているが、鳥取県西部広域市町村圏計画および行政改革大綱実施計画等に基づき、計画的に共同事務処理の機能の向上を図りつつ、より効率的で効果的な行政運営を図る取組を実施した。</p> <p>新たに、平成28年度中に第2次鳥取県西部広域市町村圏計画(平成29年度～33年度)および第3次行政改革大綱実施計画(平成28年度～32年度)を策定し、引き続き効率的かつ効果的な事業実施に取り組んでいく。</p> <p>また、鳥取県西部9市町村で構成する鳥取県西部地域振興協議会では、米子道の4車線化をはじめとするインフラ整備に対する国・県要望、企業誘致、地方創生に資する移住定住事業、広域観光事業など圏域の発展に資する取組を構成市町村と連携して実施した。</p> <p>引き続き、鳥取県西部圏域の中心市として圏域の懸案事項や共通課題に対応するとともに、圏域の発展に資する取組を実施し、圏域市町村との連携強化に努める。</p> <p>中海圏域における自治体連携については、平成19年7月6日に設立した中海市長会は、平成24年4月1日に発展的に改組し、新たに「中海・宍道湖・大山圏域市長会」を設立し、これに伴い平成25年3月に「中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン」を策定し、産業振興、観光振興、環境の充実、連携と協働の4つの基本方向に基づき、当圏域が一体的に発展していくための取組を実施した。</p> <p>また、上記の取組に加え、当圏域の地方創生の推進を図るため、平成27年度に圏域版の地方創生総合戦略を策定し、国の地方創生交付金を活用して地方創生関係事業を展開している。</p> <p>引き続き、「中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン」や「圏域版地方創生総合戦略」に基づき取組を継続するが、毎年度、PDCAサイクルによる事業評価等を行いつつ、より効率的、効果的な取組を展開していく必要がある。</p> <p>特に観光振興においては、今後、圏域DMOの結成、大山開山1300年祭や不昧公没後200年祭との連携、東京オリンピックを見据えたインバウンド対策等が検討課題となっている。</p> <p>また、中海圏域定住自立圏形成協定については、第2次の定住自立圏共生ビジョン(平成26年度～30年度)に沿った取組を継続するとともに、国の定住自立圏構想推進要綱の改正に伴い、当圏域の中長期的、将来的な人口・高齢化率等の目標や取組に関するKPIの設定等、構成自治体と協議し、平成28年度中に当該ビジョンを改訂し、取り組む必要がある。</p>	

②基本計画の取組状況と今後の方向性

基本計画	
1 鳥取県西部圏域における自治体連携の強化	<p>【取組状況】</p> <p>◆一部事務組合の充実・強化… 鳥取県西部広域市町村圏計画、行政改革大綱実施計画等に基づき、計画的に消防や廃棄物処理等の機能の向上を図りつつ、より効率的で効果的な行財政運営を図る取組を実施し、共同処理事務の充実・強化に努めた。実施した共同処理事務としては、(1) 消防本部および消防署の設置運営 (2) 不燃物中間処理場(リサイクルプラザ)、灰溶融処理施設(エコスラグセンター)、最終分場、し尿処理施設(白浜浄化場、米子浄化場)の運営管理 (3) 火葬場(桜の苑)の運営管理 (4) 介護、障害認定審査 (5) 病院郡輪番制および小児救急医療支援事業 (6) 老人福祉施設(うなばら荘)の運営管理 (7) 視聴覚ライブラリーの運営(平成27年度末で廃止)などであり、平成24年2月に「第1次鳥取県西部広域市町村圏計画(平成24年度～28年度)」、平成24年1月に「第2次行政改革大綱実施計画(平成23年度～27年度)」を策定し、計画的かつ効果的な事業実施と行財政運営を図った。</p> <p>◆西部圏域市町村との連携強化… 鳥取県西部地域振興協議会において、インフラ整備等、圏域の懸案事項や共通課題に対応した国・県に対する要望活動、企業誘致フェア等への出展や企業立地促進補助制度など企業誘致に資する取組、移住定住、広域観光等、圏域の発展に資する取組を構成市町村と連携して行った。中国横断自動車道岡山米子線の4車線化の早期実現を図る取組を検討し、期成同盟会を結成、基本的な方向性を確立した。また、平成23年度から大山町(旧中山町)の可燃ごみを暫定的に受け入れた。</p> <p>【今後の方向性】 鳥取県西部圏域は、今後も人口減少や少子高齢化が進展し、構成市町村の厳しい財政状況が継続すると想定されることから、鳥取県西部広域行政管理組合のより一層の効率的な行財政運営と効果的な事業実施が求められる。このため、「第2次鳥取県西部広域市町村圏計画(平成29年度～33年度)」、「第3次行政改革大綱実施計画(平成28年度～32年度)」を策定し、これに基づく取組を進めていく必要がある。</p> <p>また、引き続き、鳥取県西部圏域の中心市として、鳥取県西部地域振興協議会を中心に圏域の懸案事項や共通課題に対応するとともに、圏域の発展に資する取組を実施し、圏域市町村との連携強化に努める。鳥取県西部圏域全体のごみ処理についての計画、方針については今後も協議が必要となる。</p>

基本計画	
2 中海圏域における自治体連携の強化	<p>【取組状況】</p> <p>◆中海圏域定住自立圏形成協定に基づく連携事業の推進… 平成21年10月7日に締結した「中海圏域定住自立圏形成協定」および当協定により推進する具体的な取組を掲げる「中海圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づき、「中海・宍道湖・大山圏域市長会」による連携事業のほか、中海圏域4市の定住自立圏の形成に資する様々な施策・事業に取り組み、都市機能および生活機能の確保・充実、人口の定住化に寄与している。なお、第1次の定住自立圏共生ビジョンが平成25年度で期間満了となったことから、平成26年度に第2次の定住自立圏共生ビジョン(平成26年度～30年度)を策定し、引き続き連携事業に取り組んでいる。</p> <p>◆中海市長会構成自治体との連携強化… 平成19年7月6日に設立した中海市長会は、平成24年4月1日に発展的に改組し、新たに「中海・宍道湖・大山圏域市長会」を設立した。これに伴い平成25年3月に「中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン」を策定し、産業振興、観光振興、環境の充実、連携と協働の4つの基本方向に基づき、当圏域が一体的に発展していくための取組を実施した。また、上記の取組に加え、当圏域の地方創生の推進を図るため、平成27年度に圏域版の地方創生総合戦略を策定し、国の地方創生交付金を活用して地方創生関係事業を展開している。 平成23年度から圏域の安来市の処理委託を受け、安来市吉佐地区の汚水処理を受け入れている。</p> <p>【今後の方向性】 第2次の定住自立圏共生ビジョン(平成26年度～30年度)に沿った取組を継続するとともに、国の定住自立圏構想推進要綱の改正に伴い、当圏域の中長期的、将来的な人口・高齢化率等の目標や取組に関するKPIの設定等、構成自治体と協議し、平成28年度中に当該ビジョンを改訂し、取り組む必要がある。 中海・宍道湖・大山圏域市長会においては、引き続き、「中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン」や「圏域版地方創生総合戦略」に基づき取組を継続するが、毎年度PDCAサイクルによる事業評価等を行いつつ、より効率的、効果的な取組を展開していく必要がある。特に観光振興においては、今後圏域DMOの結成、大山開山1300年祭や不昧公没後200年祭との連携、東京オリンピック見据えたインバウンド対策等が検討課題となっている。</p>
3 広域的な行政運営の推進	<p>【取組状況】</p> <p>◆広域行政課題に対する広域行政運営の連携・強化… 交通基盤整備等の取組では、中国横断自動車道岡山米子線4車線化を目指す自治体との連携として、中国横断自動車道4車線化促進岡山県期成会(会長・岡山県知事)や岡山自動車道利用促進協議会(会長・真庭市長)との合同PRイベントを平成27年度から開催している。</p> <p>◆地域間交流の推進・連携… 他市町村との期間内の地域間交流としては、「山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定」の締結(平成24年10月)、大阪府河内長野市との「災害時相互応援協定」締結(平成24年5月)や愛媛県大洲市との文化交流(平成23・25・27年度)などに取り組んだ。</p> <p>◆西日本中央連携軸の取組み… 西日本中央連携軸の推進団体である「西日本中央連携軸沿線都市連携推進協議会」が平成23年度中に廃止されているため、その後の取組は行われていない。</p> <p>【今後方向性】 市の施策推進のため、今後も必要な取組については交流・連携の枠を広げ、積極的に進めていく。</p>

① 主な事業の実施状況

実施状況	主な事業等
施策の実施により期待どおり(または期待以上)の成果があったもの	<ul style="list-style-type: none"> ○共同処理事務の充実・強化 ○鳥取県西部地域振興協議会等の活動促進 ○観光や企業誘致などの連携事業の推進 ○地域の自主性・自立性を高める時代に対応した圏域振興策の検討 ○大山町からの可燃ごみの暫定受入れ ○中海圏域定住自立圏の形成協定に基づく連携事業の実施 ○中海市長会を核とした構成自治体との連携強化 ○安来市からの汚水処理の受入れ ○高速道路などの交通基盤整備等の取組み ○他市町村との文化・観光等の交流の促進
施策を実施したが、十分な成果がなかったもの	
施策を実施できなかった、あるいは中止(休止)したもの	<ul style="list-style-type: none"> ○連携軸に沿った交通体系等の基盤整備の取組み ○新たな交流・連携事業の推進
計画期間内に新たに取組むことになった施策・事業等	

6 国・県等関係機関との連携強化

総合計画の円滑な推進を図るため、国・県等関係機関との連携を密にし、効率的かつ着実な事業の推進に努めます。

①まちづくりの基本方向とその総括

総括(施策等の成果/今後の方向性)	
<p>行政運営を円滑に進めていくため、国・県等との連携強化を図った。</p> <p>国・県との連携については、「中海会議」、「県・市町村行政懇談会」などによる国・県との意見交換、情報交換をするとともに、住民福祉の向上や地域経済の活性化など本市独自の要望活動を行うとともに、国への制度要望については、全国市長会、中国市長会、鳥取県市長会を通じて要望活動を実施した。</p> <p>また、平成27年度には、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」および鳥取県の「鳥取県元気づくり総合戦略」との整合を確保しながら本市の「米子がいな創生総合戦略」を策定した。</p> <p>高等教育機関との連携では、平成25年度には、鳥取大学医学部と連携して鳥取大学が文部科学省の採択を受けた「地(知)の拠点整備事業」の連携自治体として参画した。特に同事業の一環である「地(知)の拠点整備事業」地域志向教育連携事業において、平成26年度から鳥取大学医学部、米子高専、米子市が連携し、又カカの調査・研究に取り組んだ。鳥取大学・米子高専それぞれに委託して調査・研究を進め、平成27年度にはリーフレットの作成、被害情報収集サイトを開設し、注意喚起を行った。引き続き又カカの遺伝子情報解析などを行い、発生源の特定を目指している。</p> <p>さらに、平成27年度には「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業に関する協定書」を県内の大学等(鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子高専)、鳥取県、全市町村が協同団体として締結し、一層の連携強化を図った。</p> <p>また、平成27年度には鳥取大学医学部と米子市の事務レベルの意見交換会を新たに設置した。</p> <p>米子工業高等専門学校との連携については、引き続き米子工業高等専門学校振興協力会を通じ、連携強化に努めている。</p>	

②基本計画の取組状況と今後の方向性

基本計画	
1 国・県等との連携強化	<p>【取組状況】</p> <p>◆国・県との連携強化…</p> <p>行財政情報サービス「iJAMP」の加入により、国や全国の自治体の情報収集環境を整備した。住民福祉の向上や地域経済の活性化等、本市のまちづくりに関わる国・県に対する要望事項のとりまとめおよび要望活動を実施したほか、「県・市町村行政懇談会」「中海会議」等による県との意見交換、情報交換を実施した。</p> <p>国の「まち・ひと・しごと創生操業戦略」および県の「鳥取県元気づくり総合戦略」との整合性を確保した「米子がいな創生総合戦略」を策定した。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>本市の行政運営を円滑に進め、本市施策・事業の充実を図るうえで、国・県等の支援や連携は必要不可欠であり、さらに有効な情報収集、要望活動、意見交換・情報交換等の方策、手段等を講じ、積極的に展開していく必要がある。</p>
2 高等教育機関との連携強化	<p>【取組状況】</p> <p>◆鳥取大学医学部との連携強化</p> <p>◆米子高専との連携強化…</p> <p>鳥取大学との連絡協議会は、平成26年度まで鳥取大学と県内4市で連携して開催していたが、平成27年度に鳥取大学から開催方法の見直しの提案があり、調整したものの日程調整ができず、平成27年度は未開催となった。</p> <p>一方で、鳥取大学医学部と米子市の意見交換会については、平成27年度に事務レベルの意見交換会を設置したところである。</p> <p>また、平成26年度には鳥取大学医学部および米子市の若手職員による意見交換会も設置した。</p> <p>平成25年度には、鳥取大学が文部科学省の採択を受けた「地(知)の拠点整備事業」の連携自治体として参画した。特に同事業の一環である「地(知)の拠点整備事業」地域志向教育連携事業において、平成26年度から鳥取大学医学部、米子高専、米子市が連携し、又カカの調査・研究に取り組んだ。鳥取大学・米子高専それぞれに委託して調査・研究を進め、平成27年度にはリーフレットの作成、被害情報収集サイトを開設し、注意喚起を行った。引き続き又カカの遺伝子情報解析などを行い、発生源の特定を目指している。</p> <p>さらに、平成27年度には「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業に関する協定書」を県内の大学等(鳥取大学、環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子高専)、鳥取県、全市町村が協同団体として締結し、一層の連携強化を図っている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>鳥取大学より平成22年6月に提出された要望書に対し協議を重ね、駐車場用地の提供などについて対応してきたところであるが、平成27年9月に改めて要望書が提出されたものの、平成28年2月には要望書を取り下げられた。</p> <p>引き続き、意見交換会や連絡協議会等を通じ連携を図る。</p>

③主な事業の実施状況

実施状況	主な事業等
施策の実施により期待どおり(または期待以上)の成果があったもの	<ul style="list-style-type: none"> ○施策・事業に関する情報交換の推進 ○国・県等の各種計画との整合性の確保 ○国・県等の施策・事業への協力 ○鳥取大学との連絡協議会、医学部との意見交換会の開催 ○米子工業高等専門学校振興協力会を通じた連携の強化
施策を実施したが、十分な成果があらなかったもの	
施策を実施できなかった、あるいは中止(休止)したもの	
計画期間内に新たに取り組むことになった施策・事業等	